

令和3年度 事業計画書

自 令和3年4月 1日

至 令和4年3月31日

国際社会は、気候変動への対応など、未来へ希望を繋ぐため協調を基軸とした取り組みが求められる中で、世界に蔓延し拡大する新型コロナウイルス感染症に立ち向かい未曾有の困難を乗り越えようと取り組んでいます。

グローバル化が各国の成長を支えるなか、人・物の動きや経済活動を制限される状況が続き、歴史的危機に直面した社会、経済の再興に向けて、各国への迅速なワクチンの供給とともに、2015年に国連加盟国の全てが合意したSDGs（持続可能な開発目標）に掲げる貧困の撲滅をはじめ17の目標達成に向けた理念が活かされることが期待されます。

一方、我が国は人口減少社会に移行して久しく、少子高齢化に伴う空き家が都市部にも及び始める中で850万戸を超えて増え続け、地域の活性化を阻害し活力を失わせる一因となっています。社会を担う生産年齢人口が年々減少を辿り、深刻化している中で発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民生活とともに社会、経済に深刻な打撃を与え、日本経済は戦後最悪の落ち込みに直面し収束への道筋が見通せないなか、一年延期された東京オリンピック・パラリンピックの開催が懸念される状況にあります。

このような状況下、国際協調のもとに、我が国においても菅内閣が成長戦略の柱としてグリーン社会の実現とともに令和3年9月を目途にデジタル庁を創設するとしており、様々な分野でデジタル化が加速するものと推測されます。

不動産業においては、書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣習を見直す国の方針の下に、取引におけるオンライン化、電子化の取り組みが一層加速され、オンラインでの賃貸取引の重要事項説明に続き、売買取引についても本格運用が進められ、取引時に交付する書面の電子化に向けた関連法の成立を視野に、デジタル社会に対応した取り組みを一層推進するとしています。また、人口減少や感染症拡大による二地域居住、地方移住、頻発する大規模水災害等の実情を踏まえ、空き家対策、既存住宅流通市場の活性化、水害リスクへの対策等の諸施策を進めるとしています。

本会は、こうした国の政策や感染症に対峙する行政の対応を注視し、会員とともにデジタル社会への移行を見据え、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン神奈川県宅建協会版を

活動の指針として、役職員、会員や従業者、引いては消費者の命と健康を最優先に諸事業を推進します。

新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴う社会情勢の大きな変化により、今後の不動産取引において、会員のこれまでの取引慣行である重要事項説明書、契約書等の書面、押印と対面が見直され、これらの書面への押印義務を廃止し電磁的方法での提供に変わることが予定されています。こうした会員に直結する取引慣行の変化の影響が、大手志向や流通の阻害要因にならないよう全宅連と共にデジタル社会整備法の施行に向けて、より一層の会員研修を推進します。

事業推進に欠かせないホームページやメールマガジン等のほか、LINE公式アカウントを広報媒体に加えて、本会と消費者、会員および開業予定者等を橋渡しする重要な情報発信ツールとして更なる機能の充実に努め、支部を含む本会事業や不動産に関連する最新の情報を発信します。また、デジタル社会を見据えたオンライン会議システムの積極的な運用により、充実した講習、研修会および効率的な会議の実施を目指します。

不動産業の裾野の広がりとともに複雑・多様化する相談事業は、行政の信頼も厚い創立以来の本会事業の要です。引き続き情報発信により広く紹介して利用の促進を図り、その上で研修等を通して相談員の知識と技能の維持向上に努め、専門相談員の協力も得ながら、行政等との連携のもとに相談員、相談者の感染防止を徹底し業務の円滑化に努めます。

安全・安心の取引に向けては、ホームページ等による消費者への啓蒙とともに、宅地建物取引業者に対し法令改正等の最新の情報を提供のうえ、研修会等を通じて実務に関する専門的な知識を習得できるよう努めるとともに、共通の認識により取引を促す宅建業者講習については、感染症拡大防止の観点から昨年度に続き教材を用いた自主学习とし、併せて解説動画をホームページで公開して学習効果を高めます。

取引に際し重要な役割を担う宅地建物取引士に対しては、神奈川県との連携のもとに登録申請等に関しきめ細かく対応するとともに、継続した知識の習得と適正な取引推進等のため法定講習を実施しますが、感染状況の推移を見て神奈川県との連携のもとに適切に対応します。それとともに、宅建業法に定める従業者の体系的な研修として、引き続き「不動産キャリアパーソン」の受講促進に努め、消費者利益の保護を図ります。

また、取引の適正かつ活性化に向けてレイズ・ハトマークサイトの利用促進に努めるとともに既存住宅の流通促進を図り、併せて各種のシステムや全宅連ホームページにより提供されている契約書および重要事項説明書等のダウンロードなどの操作に関する研修会を開催し、今後広がりが想定され、消費者の利便性に繋がるIT重説、電子書面をはじめWeb内覧等につ

いても周知とともに技術研修を実施します。

宅地建物取引士資格試験は、本会が試験事務を担い7年目となります。積み重ねられてきた信頼の上に今年度も臨むこととなりますが、引き続いて感染状況に留意のうえ会員の負担軽減に配慮し、指定機関および神奈川県との連携のもとに遂行して適正取引に向けた人材の確保に寄与し、業界の振興に繋がります。

それらとともに、東日本大震災から10年の節目に整備し直した防災体制のもと、生活サポートのパートナーとして各地域に寄り添い事業活動を続ける会員の協力を得て、県や県警察等との協定に基づき防犯活動や地域見守り活動を推進して安全・安心のまちづくりに寄与し、不動産フェア等を通じて快適な住環境の整備や不動産取引に関する知識と理解を促して地域社会の健全な発展に貢献します。

加えて、より良い住環境の整備に向けて地域住民の声や各規制等の問題、改善点を取りまとめ、専門家の見解も踏まえて要望書を作成し国や各行政に要望します。

事業運営および財政基盤を支える会員増強に向けては、役職員の努力に加えオンライン配信も視野に開業支援セミナー、神奈川宅建ビジネススクールを引き続き開講するとともに、女性部会連絡会等の協力を得て活動の充実を図り入会促進に繋がります。

その上で、本部、支部の連携強化策を検討し、中長期的な視点から安定した事業運営を経営基盤とともに確立できるよう基本方針を策定し次代に繋がります。

現在、我が国は歴史の分水嶺にあります。先の見通せない未曾有の国難と言えますが、新たな日常のもと、困難を克服するようにICTからIoT、そしてAI（人工知能）の一段の進化が未来への扉を開き、新しい時代が始まろうとしています。

そのようななか、本会は次年度に創立55周年を迎えます。節目の年にあたり、会員、消費者とともに「地域で55」と喜び合えるような企画等を検討しながらも、現下の厳しい状況のもと「誰一人取り残さない」とするSDGsの理念を理想に、変わりゆく時代の流れをしっかりと見定めながら、国民生活の根幹をなす不動産業界の公益法人として責務を果たすべく事業計画を策定しました。

I 消費者保護のための事業（公益目的事業1）

1. 不動産に関する相談、助言

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（神奈川県宅建協会版）【以下、「ガイドライン」という】に基づき、相談員および相談者の安全を確保するためにマスク着用やアルコール消毒の徹底を図ります。

（1）不動産中央無料相談所および各支部相談所における無料相談

①一般相談、宅建業者相談業務

本会ホームページ等を活用し、中央無料相談所および支部相談所を広く紹介し、消費者の利用促進を図るとともに利益保護を図ります。

また、消費者および会員の宅建業者の取引の事前および事後相談に対しては、的確な助言を行い、不動産取引の認識を高めることにより、安全かつ適正な取引の推進に努めます。

さらに、必要に応じ専門機関等への案内を行うとともに、宅地建物取引業法関連案件に関しては神奈川県、広告については公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会と密接な連携を図り、複雑、多岐に亘る相談業務の円滑化に努めます。

②法律相談業務

宅地建物取引の中でも、民法や借地借家法をはじめとする多様な法律知識を求められる相談に応え、公正な取引の推進に資するため、法律の専門家である弁護士による法律相談業務を、原則、毎週月曜日に実施します。

③不動産鑑定士相談業務

物件調査のポイントや重要事項説明書の作成実務において必要となる都市計画法をはじめとする各種法令知識を求められる多種多様な取引相談に対して、分かりやすく的確な助言とより一層の会員サービスの向上に資するため、不動産鑑定士による相談業務を、原則、毎月第1金曜日に実施します。

④建築士相談業務

建物状況調査や設計・施工や雨漏り等メンテナンスに至るまでの相談に的確な助言等による対応とともに、全宅連版安心R住宅の参加協会として、特定既存住宅に関する相談や苦情に対する相談所機能の役割に資するため、一級建築士による相談業務を、原則、毎月第3金曜日に実施します。

⑤空き家と住まい等なんでも相談会の開催

空き家等の発生の未然防止および中古住宅の流通・利活用等の総合的な空き家対策を推進するため、行政の後援名義を得て消費者を対象に相談会を開催します。

⑥苦情相談業務

消費者から会員を相手とする宅地建物取引の利害得喪に係る苦情相談に関する案件は、相談者へ必要な助言に努め、取引の相手方である宅建業者に対しては自主解決に向けた事情聴取、調査、助言等を行います。

また、苦情解決申出案件として処理すべきものは、速やかに保証協会神奈川本部苦情解決委員会に移管します。

⑦特定既存住宅相談業務

「全宅連版安心R住宅」の参加協会として中古住宅購入者からの不動産取引に関する相談および苦情に対して的確な助言等を行い、消費者の利益保護を図ります。

(2) 行政機関等への相談員派遣

各行政機関からの要請に協力し、神奈川県および市区町等の不動産に関する相談室へ相談員を派遣し、相談者への的確かつ円滑な対応を図ります。

また、神奈川県弁護士会による土業合同相談会に相談員を派遣します。

(3) 調停業務

宅建業者間あるいは宅建業者とその取引の相手方である消費者等と宅地建物取引業務に関連して発生した紛争について、会員からの申立に基づき、信頼と互譲の精神をもとに調停を実施し、早期円満解決を図ります。

上記(1)～(3)の事業の分担は、相談調停委員会を中心に推進管理します。

(4) 「不動産取引の知識・説明会」等の消費者向けセミナーの対応

神奈川県が主催する「不動産取引の知識・説明会」について、感染症の影響により今年度は開催されないため、消費者向けセミナーの補完として、(一財)不動産適正取引推進機構が作成した「不動産売買の手引き(令和3年度改訂版)」および「住宅賃貸借(借家)契約の手引き(令和3年度改訂版)」を本部および支部に設置し、相談者等の消費者に配布するなど、不動産取引の的確な取引とトラブルの未然防止に努めます。

上記(4)の事業の分担は、法令研修委員会を中心に推進管理します。

2. 宅地建物取引業者の指導育成

本会の目的である消費者利益の保護と公共の福祉の増進に寄与するため、宅建業者の実務に関する専門的な知識を消費者への的確に伝達できるよう、宅地建物取引における事例や関係法令等の知識習得を目的とした以下のセミナーを実施し、宅建業法や民法等の関係法令の改正に関する情報について、必要な研修会等を開催します。セミナーの開催とともに、関係法令の改正に関する情報について速やかにホームページやメールマガジン、広報等を活用した会員への的確な周知と運用に努めます。

なお、実施にあたっては、受講者へのマスクの着用等の事前周知をするとともに、会場内の密の状況を避けるため、Web会議システムを併用し、ガイドラインに基づき受講者および講師の感染リスク対策を講じて研修会運営に努めます。

(1) 知識習得セミナーの実施

不動産取引の実務に関して、時代とニーズに即したセミナーを実施します。

実施にあたっては、感染症対策を徹底するとともに研修会場以外でも広く受講できるよう、Web配信による開催等を検討します。

また、受講者の利便性向上を考慮し、セミナーを撮影し、ホームページで公開するなど広く受講の機会を設けます。

(2) Webセミナーの実施

インターネットを利用して受講するWebセミナーとしてホームページに公開している「神奈川宅建e-スクール」について、新たなセミナー動画を制作し、公開します。

また、ホームページやメールマガジン、広報等のもとより、各種講習会等で案内を配布するなど、受講促進に努めます。

(3) 支部研修事業の支援・協力

支部研修の運用に関する統一基準を示した「支部研修マニュアル」に基づき全宅連研修パックに関する情報を支部に伝達するなど、地域事情に即した支部研修会の開催促進に努めます。

(4) 研修事業等の検討

関係法令等の基礎知識ならびに的確な業務処理スキルの習得などを目的として、神奈川県および関連する委員会と連携し、適正な取引の促進につながる研修の実施について検討し、研修事業の充実を図るとともに消費者保護の実現に努め、各種広報等の媒体を活用し、より効率的な研修方法を検討のうえ広く受講を呼びかけます。

また、今後の更なるWebセミナーの需要増加を見込み、受講者の利便性向上と受講促進のため、受講人数や受講状況等の内訳を把握することができる全宅連・全宅保証で導入予定の受講管理システムの利用を視野に、より効果的な研修内容と運営方法について検討します。

上記（１）～（４）の事業の分担は、法令研修委員会を中心に、必要に応じて関係委員会と連携を取りながら推進管理します。

（５）宅建業従業者研修の重点実施等

消費者等の利益を保護し、安心・安全な不動産取引の継続に向け、宅建業法第75条の2関係に定める体系的な研修として通信教育講座「不動産キャリアパーソン」の受講促進に努め、宅建業従業者のより一層のスキルアップ実現を目指します。そのなかで、受講者の希望に応じた受講方法を拡充し、全宅連と連携して消費者利益の保護に関する意識高揚を図るとともに人材育成に努めます。

また、IT重説は賃貸・売買いずれも本格運用、電子書面交付については社会実験中のなか、次年度の宅建業法の書面規定改正施行に向け、これらのオンライン化に対応し、より多くの会員が十分に活用できるよう、全宅連と協力して制度の周知とともに研修の強化に努めます。

上記（５）の事業の分担は、人材育成委員会を中心に推進管理します。

（６）相談員マスター研修会

相談業務を円滑に運営するため、相談員を対象とする「相談員マスター研修会」を実施し、相談員として必要な知識と技能の維持向上に努めます。

（７）紛争事例研修会

宅地建物取引に関する紛争についてトラブルに至った経緯や結果を紹介し、宅地建物取引業者としての取引の留意点を解説することで宅地建物取引業の適正な発展と消費者利益保護を図るため、紛争事例研修会を開催します。

（８）相談員への認定証書交付

永続的かつ円滑な相談業務のために必要な人材の確保を第一義とし、加えて研鑽に努めることにより相談員の確固たる地位の確立をめざす目的で、一定の研修を受講した相談員に対し、認定証書ならびに称号を授与します。なお、称号授与に伴う認定証書およびアドバイザー証を希望者へ交付します。

(9) 店頭掲示用相談員ステッカーの交付

次代を担う相談員の人材確保および相談員としての意識向上と相談事業をより広くPRすることにより、安心・安全な取引による消費者利益の保護を推し進めるため、一定の基準に基づき相談員の証である相談員ステッカーを相談員へ交付します。

(10) 相談態勢維持のための人材育成

相談員の任期満了に伴う業務の円滑な引継に備えるため、中央無料相談所において相談員候補者および相談業務未経験者に対する実務研修を行い、将来を担う相談員の育成に努めます。

上記(6)～(10)の事業の分担は、相談調停委員会を中心に、必要に応じて関係委員会と連携を取りながら推進管理します。

また、神奈川県宅地建物取引業者指導事業実施要綱に基づく以下の各事業について、的確な運営および受講促進に努めます。

(11) 宅建業者講習の実施

神奈川県および保証協会神奈川本部との共催で、県内すべての宅地建物取引業者を対象に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引き続き、教材を用いての学習および学習報告の提出による方法で実施します。

また、正確な知識を習得し適正な業務の遂行に資することを目的として、教材の内容を解説した動画を作成し、ホームページで会員向けに公開します。

実施にあたっては、事前に講習案内を送付するとともに、ホームページやメールマガジン、広報等を活用して繰り返し周知し、会員の受講促進に努めます。

(12) 新規免許業者講習の実施

神奈川県および保証協会神奈川本部との共催で、県内で新規に宅地建物取引業免許を取得した業者およびその従業者を対象に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、引き続き、教材を用いての学習および学習報告の提出による方法で実施します。

「宅建業免許に関する諸手続き等」ならびに「不動産の表示に関する公正競争規約」について、法令遵守による公正な取引を促進させることで、的確な業務の推進と消費者の利益の保護を図ります。

(13) 実務指導の実施

神奈川県との共催で、会員の資質向上ならびに適正な運営を確保するため、実務指導員が会員業者の事務所を訪問し、業務について指導するとともに相談に応じ、必要に応じて

講習等の受講を勧めるなどの助言を行います。

実施にあたっては、感染症対策を徹底し、実務指導員および会員業者の安全確保に努めます。

なお、実務指導員は本会会長が任命し、神奈川県知事が認証するものとし、不動産取引において消費者の利益の保護のため、宅建業者が消費者に対して法令に則った適正な取引を行うよう徹底します。

また、事務所を訪問しない会員業者については、自らの実務を確認し、業務の改善を行えるよう「令和3年度版実務チェックシート」を配付するとともに、当該チェックシートをホームページ等に掲載し利用促進に努めます。

上記(11)～(13)の事業の分担は、法令研修委員会を中心に推進管理します。

(14) 開業希望者への支援

①不動産業開業支援セミナーの実施

宅地建物取引業の健全な発達を推進するため、開業希望者や宅建業に興味のある方を対象に開業までの手続やその後の留意点等を解説したセミナーをオンラインと併用して実施します。また、セミナー終了後の個別相談では、受講者からの幅広い質問に応えるため、行政書士等専門家の派遣を検討し、更なる充実を図ります。

②神奈川宅建ビジネススクールの実施

開業を目指している方や開業直後の宅建業者からの要望により、同スクールを開業者の円滑な事業開始への寄与と会員研修の補完を目的として実施し、宅地建物取引業の健全な発展に努めます。なお、受講者の利便性を高めるためオンライン配信を検討します。

③開業支援ツールの活用

小冊子「マンガでわかる 不動産業のはじめかた」について、行政や学校等の新たな配架場所を模索するとともに県内各所に配架や配布を引き続き要請します。

また、宅建業開業までの流れや開業予定者の疑問に応えるために開発した開業支援専用のランディングページやインターネット広告の効果的な運用に加え、昨年度導入したオンライン開業相談専用ページを活用し、即効性のある宅建業開業支援の機会と捉え、宅建業の健全な発展に寄与します。

④開業相談専用窓口「開業支援センター」の更なる充実

開業相談専用窓口「開業支援センター」では、開業希望者をサポートするため、総務委員会で称号付与された開業支援アドバイザーが様々な疑問に的確に応えます。

また、神奈川県建設業課や支部と連携し、円滑な開業に向けた支援を図ります。

さらに、開業希望者からの多岐にわたる要望に応えるため随時、開業支援センターの環境整備および開業希望者へのサービス拡充に努めます。

これらにより、開業前の時点から法令遵守と消費者保護のためのモラル向上に関する知識を提供することで、コンプライアンスの向上とトラブルの未然防止の重要性を認識した優良な宅建業者の育成を図り、消費者保護の推進に努めます。

(15) 行政機関および関連団体等からの情報収集ならびに消費者等への周知

各種法令、制度および資格等の制定、創設や変更等をはじめとした不動産業関連情報を収集するとともに、必要に応じて消費者等への的確に周知します。これにより、正確な情報や専門知識の入手により消費者の利益が保護されるよう図ります。

周知に際してはホームページへの掲載やメールマガジン等を活用するとともに、本・支部連携のもと迅速かつ幅広い対応に努めます。

上記(14)～(15)の事業の分担は、総務委員会を中心に推進管理します。

3. 不動産関係法令等の調査研究

神奈川県宅地建物取引業者指導事業実施要綱に基づき、神奈川県との共催で、宅建業法および不動産関係法令に関する判例や宅建業に関する諸課題を調査・研究するために法令実例研究会を開催するとともに、得られた研究成果については、広報、ホームページ等を通じて会員はもとより広く不特定多数の方に周知し、適正な不動産取引の促進とトラブルの未然防止等に資することで、一層の消費者保護を図ります。

上記の事業の分担は、法令研修委員会を中心に推進管理します。

II 消費者支援のための事業（公益目的事業2）

1. 情報提供システムの活用について

(1) 中古住宅流通活性化と消費者への情報提供等

中古住宅のマイナスイメージを払拭し、既存住宅流通の促進を図るため、「全宅連版安心R住宅」の参加協会として全宅連との協定に基づき的確に業務を遂行します。同制度は、既存住宅瑕疵保険の加入を必須とし、買取再販物件でインスペクションが施された建物が対象となり、それらの物件がハトマークの中古住宅は安心して信頼ができ、「住みたい」「買いたい」と感じられる住宅であるとのイメージが定着するよう同制度の周知に努め、利用

促進を図ります。

また、首都圏既存住宅流通推進協議会の構成員として、講習会等を通じ既存住宅流通に関する情報を提供します。

(2) 情報提供システムに関する研修会の実施ならびに支部流通システム研修会への対応

消費者が求める不動産情報を的確かつ正確に提供し、円滑な不動産取引に寄与するため、レインズ、ハトマークサイトの適正な利用を促進し、本・支部連携して各種システム操作等に関する研修会を実施すると共に、研修体制の充実化を図ります。

また、全宅連ホームページで提供されているクラウド版書式「ハトマークWeb書式作成システム」の操作に関する研修を中心に更なる充実を図ります。

さらに、ITを活用した重要事項説明をはじめ、Web内覧やAR・VR等が不動産取引の現場で実用化されています。こうした技術の研修を実施し、周知と共に業務への反映を促進します。

上記(1)(2)の事業の分担は、情報提供委員会を中心に推進管理します。

2. 消費者等の利便性を高めるための情報提供ツールの維持管理

(1) レインズへの物件登録等適切な利用の促進および運用管理

宅地建物取引の適正化と円滑化ならびに不動産流通市場の健全な発達と公共利益の増進を目的としているレインズについて、図面登録や成約登録と併せて各種検索や課金制度に関して適切な利用を促進し、物件情報の精度向上を図るとともに、新システムの適正な運用管理を行います。

また、レインズの操作方法について、新システム用の動画マニュアルを活用して解説し、周知に努めます。

(2) ハトマークサイトの適正な運用管理および利用促進

不動産取引に際して消費者が必要とする情報を的確に提供するため、システムの適正な運用管理に努めるとともに、業者間流通機能、スマートフォン対応等引き続きサポートします。

また、「安心R住宅」の表示機能がハトマークサイトに追加されたことに伴い、機能の周知とともに宅地建物の流通円滑化を図るため、未利用会員への利用促進に努めます。

これらを通じて、ハトマークサイトの利用促進による情報の円滑な流通および取引の透明化を図るとともに、広告の不正利用防止を推進する等、公正な取引を促進し、消費者利益の擁護に努めます。

(3) 広域流通事業の推進

令和4年1月にレイنزの4機構統合が予定されている中、その動向に注視し会員への情報提供に努めます。

全宅連東日本地区指定流通機構協議会等において、中部・近畿・西日本の各流通機構との連携を図り、必要に応じて広域的な流通事業についての情報交換を行います。

(4) 不動産流通に関する調査研究

関係団体等の不動産流通システムならびに物件情報サイト等の情報提供事業に関する調査研究を行います。

また、首都圏不動産公正取引協議会では、公正競争規約に違反する広告を不動産情報サイトに掲出した事業者に対し、一定期間の不動産ポータルサイトへの広告掲載停止や事業者名を公表するため、本会では、サイト広告に関する宅建業法や不動産の公正競争規約等の遵守について周知を図ります。

上記(1)～(4)の事業の分担は、情報提供委員会を中心に推進管理します。

3. ホームページ等による不動産関連情報提供の機会の確保

(1) 不動産関係法令等の情報提供の促進

宅地建物取引の更なる適正化や健全な取引に向けた周知のため、「広報 宅建ジャーナル」へ専門家による解説を編纂し、会員に向け公開します。また、「広報 宅建ジャーナル」の発行時期を見直すとともに、Web限定版を発行し、紙面からホームページ閲覧方式への将来的な移行に向けて準備を進めます。

同様に公式ホームページに不動産関係法令や制度の改正等の他、不動産関連の資格情報や支部、地域で実施されるイベント等に関する情報を迅速かつ的確に周知し、一般への不動産知識の充実を図ります。その中でも迅速性を要する内容については、メールマガジンやLINE公式アカウント等のツールを活用して情報発信を行います。

上記(1)の事業の分担は、広報啓発委員会を中心に推進管理します。

(2) 住宅金融制度への対応

宅地、建物の流通の円滑化を図るため、他の金融機関との提携ローンについて検討を行います。

また、長期固定の全宅住宅ローン「フラット35」等の金融商品について、その制度等に関する情報提供に努めます。

これら消費者の利便性を向上させる提携住宅ローンの検討、準備や住宅ローンに関する制度等の情報発信を通じて、消費者の住宅取得を支援します。

上記（２）の事業の分担は、情報提供委員会を中心に推進管理します。

（３）宅地建物取引業者の情報管理への対応

消費者への情報提供の利便性向上のため、会員の企業情報を収集し、ハトマーク会員の最新情報を整え、「会員紹介ページ」を公開し、安心・安全な取引に寄与する情報提供を行うとともに、ルート表示検索をはじめとした機能拡充の検討を行い、本会ホームページからの消費者等による検索の利便性向上に努めます。

また、神奈川県へ提出する宅建業の更新および変更申請について、適切な届出がされるよう周知を行い、申請方法等に関する各種問合せに対応して、本会への届出を含め的確な手続を促し、最新情報の把握に努めます。

このデータベースは、本支部連携した各種変更手続により随時最新情報の把握および適正な管理を行うとともに、迅速な情報提供のためのメール一括送信等に活用します。

上記（３）の事業の分担は、総務委員会を中心に推進管理します。

4. 不動産ライブラリーの開放

不動産会館内に設置している「不動産ライブラリー」を本会の業務時間中、来館者へコミュニティホールとして常時一般開放します。不動産に関する様々な書籍を貯蔵し自由に閲覧できるように整え、神奈川県の不動産業発展に関する歴史的資料やパネルを展示することで、消費者に対し不動産に関する知識を深める機会を提供します。

上記の事業の分担は、総務委員会を中心に推進管理します。

5. 宅地建物取引に関する専門知識・技能育成機会の提供

（１）的確な不動産取引に資する法令遵守のための環境整備

全宅連ホームページで公開されている重要事項説明書や契約書等の書式について、次の事項に関する周知を行い、安心・安全な不動産取引の継続およびトラブルの未然防止を図ります。

- ・ 関係法令の改正に対応した全宅連版書式の公開状況について
- ・ 「わかりやすい重要事項説明書の書き方」など書式作成に役立つ頒布品の改訂状況について

- ・ 全宅連版書式に関する無料電話相談窓口について

全宅連ホームページの会員個別ID・パスワードの取得方法および各種書式のダウンロード方法等に関する問い合わせに対応します。

また、本会ホームページで公開している不動産取引台帳等の書式に関しては、関係法令や条例等の改正時に、全宅連版書式との整合性を確認したうえで、改正等に対応した内容で会員へ提供できるよう準備し、消費者利益の擁護の促進に努めます。

(2) 神奈川県知事の指定による宅地建物取引士講習等の実施

宅地建物取引業法に定める知事が指定する講習として「宅地建物取引士講習」を実施します。本年度更新対象者は7,924名であり、年間受講者数は7,143名、開催は60回を予定します。対象者には本講習の受講案内を送付し、有効期限切れによる専任宅地建物取引士不在の防止を図り、安心・安全な不動産取引を推進します。

本講習の開催は、不動産取引において重要な役割を担う、取引士数の増加を図るとともに適正で安全な不動産取引の促進と活性化を目的とします。

また、講習時に使用いただく「筆記具セット」とともに、取引士証や従業者証明書等の不携帯を防止するための取引士証ケースなどの実用的な文具等を準備し、法定講習受講者に配付します。

なお、法定講習における新型コロナウイルス感染症への対応については、感染拡大防止措置を徹底するとともに、適宜、県と連携のうえ、必要に応じて講義方法を自宅学習方式に切り替えて実施するなど、受講者の安全を守る運営に努めます。

さらに受講者の利便性向上を目的として、法定講習Web申込み受付システムの構築を検討します。

(3) 神奈川県の受託業務の実施

神奈川県から受託する宅地建物取引士登録の登録申請書受付事務等に関して「受付事務等委託契約」を締結し「業務委託仕様書」に基づく各業務を適切かつ丁寧に行います。不動産取引において重要な役割を果たしている宅地建物取引士に関する各業務を的確に進め、安全な不動産取引の推進を図ることで消費者利益の擁護の促進に努めます。

また、新型コロナウイルス感染予防対策のため、特例措置として実施している宅地建物取引士の各種受付事務に関する郵送受付範囲の拡大について、県と連携し、適宜、適切に対応します。

受付事務の種類	受付予定人数
① 宅地建物取引士資格の登録申請受付業務	約2,700名
② 宅地建物取引士証の交付業務	約10,700名
③ 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請 および宅地建物取引士登録移転申請の受付業務	約7,000名
④ 宅地建物取引士証の書換え業務(住所変更)	約2,600名

上記（１）～（３）の事業の分担は、人材育成委員会を中心に推進管理します。

（４）宅地建物取引士資格試験の公正な実施

不動産取引の主要となる専門知識を有する人材を育成し、消費者利益の保護と宅地および建物の流通の円滑化を図るため、宅建業者へ設置が義務づけられている取引において主要な役割を担う宅地建物取引士について、その入口となる取引士資格試験を円滑に実施することで当該制度をさらに充実させ、適正な取引の促進による消費者支援に寄与します。

具体的な対応としては、会員の協力を得て交通の便等を考慮した試験会場確保に努めるなど、制度および試験の案内と募集から合格発表に至るまで、公正かつ平等に受験の機会を提供します。

また、本会独自で作成した「ハンドブック」を活用し、資格試験の円滑な運営による取引士の人材確保および育成に努めます。

なお、新型コロナウイルス感染症等の予防対策と安全確保の観点から、試験会場の衛生管理を徹底し、受験者や運営者、会場周辺に配慮した環境の整備に努めます。

上記（４）の事業の分担は、試験本部を中心に支部等の協力を得て推進管理します。

Ⅲ 地域振興のための事業（公益目的事業３）

１．地域活性化事業の創造および発信

（１）不動産フェアの実施

消費者が不動産に関する知識と理解を深める機会である不動産フェア等の実施に際し、支部の要請に応じて、国土交通省、神奈川県、横浜市環境創造局、川崎市、相模原市および各行政へ後援名義の取得を働きかけます。

消費者が不動産に関する適切な知識を得ることで、適正な不動産取引を推進するとともに、地域ごとの特色を活かした事業展開により地域の活性化を促し、地域社会の健全な発展を図ります。

上記（１）の事業の分担は、情報提供委員会を中心に推進管理します。

(2) 快適な住環境の創設

緑豊かな住環境および美しい景観の整備、創出を図り、誰もが安心して快適に暮らせる地域社会の形成に寄与するため、神奈川県下全域で地域の特色を活かし、支部と連携して地域とその住民の暮らしに密着し、地域社会に貢献できるよう多岐に亘る事業を展開します。

具体的な事業内容としては、街中や河川敷、砂浜等でのゴミ撤去および清掃活動の実施、地域行政と連携した屋外違法広告物の撤去作業、会員および本・支部会館におけるペットボトルキャップの分別回収によるリサイクル等を行い、環境美化に努め、地域社会の活動に積極的に参加します。

また、不動産フェアと連携した地域イベントや会議、セミナー等において緑化啓発のため花の苗をはじめとするグッズを配付するとともに、水源林の間伐作業への協力や不動産会館の屋上緑化整備等の活動を通して環境緑化の促進を図ります。

これらの地域イベント等で募金活動等の意識啓発を図り、環境美化に関して集まった募金は地域行政等が実施している緑化基金へ寄附し、消費者に対して幅広く発信します。

神奈川県青少年課が推進している「恋カナ！プラットフォーム」メンバーとして、後継者問題や少子化対策について、支部を通じて地域の課題に対し一助となるように貢献します。さらに、かながわSDGsの取り組みに賛同し、会員の協力を得ながら快適な住環境の維持に努めます。

上記(2)の事業の分担は、総務委員会を中心に推進管理します。

2. 安心して暮らせる地域環境の創造

(1) 健全な地域社会の発展促進ならびに各支部と連携したPR活動の実施

地域行政と連携し、安全・安心なまちづくりに貢献するため、地域に根ざした防犯、環境美化・緑化活動を展開しながら、地域活性化と連動できるようPR事業を実施します。

神奈川県との「地域見守り活動に関する協定」、神奈川県警察との「地域安全に関する協定」に基づいた防犯活動について、会員に各種PRステッカーの配付と掲出協力を行うとともに、見回りおよび通報活動への協力について、広報誌を通じて会員へ周知します。

さらに、各行政および関連団体等との協定に基づいた事業や地域貢献につながる活動について、更なる推進と消費者等への周知に向け各支部との協力態勢を整えます。

上記(1)の事業の分担は、広報啓発委員会を中心に推進管理します。

(2) 行政、関係団体との住宅確保要配慮者の入居・居住支援等に関する協力

神奈川県との「神奈川県あんしん賃貸支援事業」に関する協定に基づき同事業に協力するとともに、神奈川県居住支援協議会に人員を派遣し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居・居住支援が円滑に推進できるよう協力します。

(3) 公共事業用代替地媒介業務の推進について

国土交通省や中日本高速道路(株)が手掛ける公共事業に必要な代替地情報の提供を通じ、公益的役割を果たすとともに、会員のビジネスチャンス拡大に資するよう積極的に情報収集に務めます。

(4) 民間住宅の物件情報提供ならびに公有地処分への協力

県職員に対する「民間住宅の物件情報提供に関する基本協定」に基づき、良好な物件情報の提供に協力します。また、県内各行政からの要請による公有地処分に関し、会員へ情報提供し、広く周知に努めます。

(5) 関連団体等との協定に基づく媒介業務に関する協力

関係団体との各種媒介業務に関する協定に基づく依頼により、空室情報を会員へ提供し、消費者への賃貸住宅の供給支援、利用促進に協力します。

(6) 災害時における神奈川県・政令指定都市との民間賃貸住宅提供に関する協力

神奈川県・政令指定都市と締結した「災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定」に基づき、有事の際には、特に初動体制が迅速に組めるよう備え、実施要綱等を会員へ周知します。

(7) 中小企業分野確保への取組

会員の経営環境を擁護すべく、全政連・全宅連等関係団体と連携し、異業種による不動産への参入を阻止するよう取り組みます。

上記(2)～(7)の事業の分担は、政策推進委員会を中心に推進管理します。

(8) 地域社会と連携した防災体制の整備

災害発生時に迅速かつ的確な初動対応ができるよう、緊急連絡網の常備や安否確認サービスを活用し、本・支部役職員が連携して県下各市町村が発信している情報や災害状況の把握に努めます。

(9) 地域における防犯の啓発

誰もが安心して暮らすことのできる地域環境の整備、創出を図るため、神奈川県警察本部と締結している「地域安全に関する協定」に基づき、支部の協力を得て防犯ステッカー

等掲出の働きかけや地域行政と連携した防犯意識の高揚に努めます。

さらに、こうした活動によって地域における中古住宅等の状況を把握し、流通促進および有効活用に繋がる方策を検討することで、地域経済の活性化を図るとともに空き家等の予防対策を講じ、安心・安全なまちづくりの推進に努めます。

(10) 地域住民の生活や住居に関する救援活動等の推進

犯罪被害者の方々が安心して生活を送ることができるよう、神奈川県と締結している「犯罪被害者等に対する民間賃貸住宅の媒介等に関する協定」に基づき、神奈川県を通じた犯罪被害者等からの物件情報提供依頼に迅速に対応するため、会員の協力を得てメールマガジン等を活用して周知し、支援協力します。

また、神奈川県と締結している「地域見守りに関する協定」については、高齢者や障害を持つ方の独居世帯に対して、会員の協力を得て地域コミュニティ規模での孤立死・孤独死の防止を図ります。また、各支部を通じて市区町村との協定締結を視野に入れ、綿密な見守り態勢を目指します。

このように、生活や住居に関して特段の配慮が必要な方々への救援活動等に関し、行政や関連団体との効率的な協力態勢について構築に努め、快適な地域環境づくりと地域社会の健全な発展に寄与します。

(11) 女性部会連絡会による「レッドリボン宅建かながわ」等の推進

神奈川県で展開しているH I V・エイズの感染拡大の防止とH I V感染者、患者に対する偏見や差別のない社会づくりのための「かながわレッドリボン運動」について、支部の協力を得て、各地域に周知および啓発活動を実施し、展開します。

活動にあたっては、女性部会連絡会をその中心に位置付け、会員を対象とした研修会に向けて県担当者による講演や本会会員から県下全域に広がるネットワーク、さらにはホームページ等を活用し推進します。

上記（８）～（１１）の事業の分担は、総務委員会を中心に推進管理します。

3. 地域振興のための不動産に関する調査研究および政策提言

(1) 土地住宅政策および税制に関する要望の推進

会員および支部から寄せられた各地域の住民の声や各規制等の問題点や改善点をとりまとめ、支部と連携して国、神奈川県、各市町村に対して要望します。

また、要望書の作成にあたっては、専門家等を交え勉強会を行います。

(2) 関係法令の改正や条例制定に関する意見募集等の対応について

各行政や関連団体等から土地住宅施策に関わる関係法令改正等の情報を収集します。

また、各行政の住宅税制や街づくりに関するパブリックコメントや必要な情報を積極的にホームページやメールマガジンを活用して周知し、意見提出を呼びかけます。

(3) 不動産業務に関する調査研究と改善要望に係る活動について

宅地開発等に関する諸制度や宅地建物取引業務に関わる問題について、各行政要望懇談や横浜市建築及び開発等に関する調整連絡協議会、川崎3支部協議会などの場を通じて、関係自治体および関係団体と意見交換を実施します。

上記(1)～(3)の事業の分担は、政策推進委員会を中心に推進管理します。

IV. 収益事業

(1) 会議室貸出に関する事業

セミナー、講演および会議等のため不動産会館の使用を希望する行政庁および関連団体等に対し、適切な会館管理を通じて、安全・衛生面に配慮した環境の整備に努め、会議室の貸出を行います。

また、さらなる会員等への会議室の貸出を検討します。

なお、新型コロナウイルス等の感染予防対策と安全確保の観点から、会議室貸出および利用方法等について適宜見直しを行い、安全・衛生面に配慮した環境の整備に努めます。

上記の事業の分担は、総務委員会を中心に推進管理します。

V. 共益事業

(1) 関連団体との業務委託等に関する事業

関連団体等と締結している業務委託契約に基づき、受託している業務を的確に推進します。

(2) 会員への福利厚生について

① 会員宛の無料メールマガジンの配信については、登録数が4,654件となり、会員への業務支援や協会の事業運営に関する迅速かつ的確な情報伝達的手段として重要な役割を担っています。新規入会者へメールマガジンの登録を促進するとともに、既存会員の未登録者に対しても支部の協力を得て積極的に利用登録を呼びかけます。

② 本会の会員およびその従業者への支援を目的として設立された一般財団法人ハートステーションならびに一般財団法人ハトマーク支援機構の取扱事業等について会員へ

的確な情報提供を行い、会員の業務支援に繋がるよう努めます。特に、少額短期保険の代理店制度や住宅ローンの斡旋等の事業について、不動産会館内でのディスプレイ表示や広告等を用いた情報提供を図ります。

(3) 神奈川県女性部会連絡会の活動支援

女性が意欲をもって開業、就業することができる環境づくりやネットワークの整備など、業務支援ができる態勢を整え、女性ならではの能力を宅建業に活かすことで、宅建業ならびに本会の発展につながるよう、各支部の女性部会活動の活性化に向け、横断的な連携と情報交換の場となる神奈川県女性部会連絡会の運営を支援します。

特に連絡会が実施する研修会等について会員へ迅速かつ的確に情報提供を行い、より多くの会員が受講の機会を得られるよう努めます。

また、女性部会および連絡会は、関連団体や行政等との連携を図り、さらなる事業展開に努めます。

(4) 神奈川県青年部会連絡会（仮称）設立の検討

次世代を担う会員が本会事業に積極的に参加いただくことにより事業推進の永続性確保と本会の発展につながるよう、将来を見据え、各支部青年部会の活動を支援します。

また、本・支部連携した活動の活性化に向けて情報交換などの機会を設け、横断的な協働態勢の構築に向け、神奈川県青年部会連絡会（仮称）の設立に関して検討します。

上記（１）～（４）の事業の分担は、総務委員会を中心に推進管理します。

(5) 会員への情報伝達

本会の事業推進状況や不動産関連の幅広い情報を会員へ周知するため「広報 宅建ジャーナル」を発行するとともに、同内容をホームページに掲載します。特に、早急に周知すべき有益な情報は、メールマガジンやLINE公式アカウント等の様々な媒体を用いて会員へ配信し情報を提供します。

また、ホームページの支部ページについて、支部広報啓発委員長と連携しながら継続的な更新を行い、常に最新情報が発信されるよう図ります。

(6) 関連団体等との活動協力

関連団体等に対し本会の「広報 宅建ジャーナル」を送付し、本会事業に関する周知を図り、正しい認識と理解および協力を得るよう努めます。

また、関連団体等から発行された広報誌やメールマガジン、ホームページ等から発信された情報を収集し、取材活動等を通じて相互理解を深めるとともに、情報提供と連携を図

ります。

(7) ハトマークを浸透させる活動

県内各地域にハトマークが安全・安心な不動産取引の象徴であるとのイメージを浸透させ、組織強化のための入会促進活動の一環として、会員店舗等へのハトマークグッズの掲出の協力を「広報 宅建ジャーナル」やメールマガジン、LINE公式アカウント等を活用し促進します。

小さな子供から高齢者の方まで、ハトマークを慣れ親しみやすくするため、公式キャラクター「はとっぴい」の着ぐるみやぬいぐるみ、画像データを活用したSNS等の利用を通じて、ハトマーク会員の不動産取引に関し、地域に根ざした身近で安心と信頼がイメージされるよう、定着に向けてPR方法を検討します。また、会員が自社PRを兼ねて「はとっぴい」やハトマークを使用できるよう、「はとっぴい」画像データを活用したシールを作成します。

併せて、対外的なPRやハトマークの更なる周知活動を充実させるため、総務委員会や相談調停委員会等の他委員会と連携を図り、効果的なPRの方法を検討します。

(8) 広報活動の連携強化

本・支部合同会議の開催や支部広報誌の他支部への配付などを通して、本・支部広報活動における一層の連携強化を図ります。

上記(5)～(8)の事業の分担は、広報啓発委員会を中心に推進管理します。

VI. 管理関係

(1) 公益社団法人としての的確な推進管理

本会が公益社団法人として各種事業を推進していくために必要な、関係法令に基づく行政への諸手続きを迅速かつ的確に行います。

また、安全かつ安定した法人の運営管理維持のため、法人法に規定されている役員の運営賠償責任について、保険契約により対応できるよう備えます。

さらに、本支部事務局の就業規則や労務管理の在り方について、再確認するとともに必要な対応について検討します。

(2) 開業予定者や新規免許業者の入会促進

開業予定者や新規免許業者に対し、安心・安全な不動産取引の確保を図るとともに新規免許業者の円滑な業務運営の一助となるよう、本会の事業や研修内容等を解説した「入会

案内」やホームページ等を活用して本会のPRを行い、入会促進に努めます。

また、賛助会員の入会に対しても幅広い検討を行い、入会促進を図ります。

(3) 事業効率化と本・支部連携の推進

役員の負担軽減ならびに緊急時の諸会議等に的確に対応できるよう、オンライン会議システムを本・支部において積極的に運用し、効率的かつ適正な会議および研修会等の運営を推進します。

また、押印の廃止ならびにペーパーレス化の観点から、会員から提出いただく書式等について、削減に向けて適宜見直しを行います。

(4) 新型コロナウイルス等感染症対策に伴う協会運営について

本・支部における来館者および従業員の健康と安全に配慮し、衛生環境の整備を図るとともに、緊急事態宣言の発出時等においては、社会保険労務士の指導のもと、職員等に対する必要な措置を講じます。

また、必要に応じてガイドラインを随時改定し、会員や従業員、役職員等の健康と安全を最優先としながら事業の継続や再開に向けたあり方に関して一定の基準を設け、安定した組織運営につなげます。

(5) 不動産会館の管理運営

不動産会館の管理運営については、関係諸規則等に基づき、財産の保持、警備、防災、衛生等の維持管理に努めるとともに、構築物および附属設備の機能保全を図るとともに、老朽化が進んでいる会館内の付属設備等については、安全かつ省電力等環境に配慮し、機器の入替等、利用者が使用しやすい環境の整備を努めます。

特に衛生維持管理や感染症防止への対応面に関しては、会館の使用状況を踏まえ、清掃による清潔や美化状況の維持、常時換気を行うとともに、来館者に対して消毒や検温を促し、使用者に配慮した管理を徹底します。

また、不動産会館において役職員や法定講習、取引士窓口をはじめとした来館者に対する平時から防災態勢整備の充実に努めます。

さらに、クールビズおよびウォームビズの活用等により節電に努めます

(6) 神奈川県内の審議会等への参画

不動産に関する地域の声などを集約し、地域ごとに特色ある活動へ向けて取り組むため、県内の行政庁で開催されている神奈川県都市計画審議会をはじめとする各審議会等に参画します。地域に密着して営業している会員だからこそ得ることのできる情報を積極的に

提示し、地域の特性に根付いた課題の解決等に努めます。

また、各審議会で審議された消費者への迷惑行為等の事案について、再発防止を徹底するため広報やホームページ、メールマガジン等を用いて会員に周知します。

上記（１）～（６）の事業の分担は、総務委員会を中心に推進管理します。

（７）会員情報の適正な管理

会員の商号、免許証番号、所在地、代表者氏名等の情報に関し、新規および変更等の届出に迅速に対応し、併せて入力・更新等管理業務を適正に行います。

また、デジタル化の推進および入会者・会員の負担軽減を図るため、他団体とも連携し、ペーパーレス化を目的とした各種書式の見直しならびに電子データ等を活用した諸手続きの検討を進めます。

入会申請に対しては、適宜、的確に審査を行います。

会員の退会および資格喪失については、規則に基づき退会手続を行うとともに、資格喪失に基づく対応を速やかに行います。

上記（７）の事業の分担は、会員情報委員会を中心に推進管理します。

（８）公益法人会計基準に準拠した法人全体の会計処理

事業計画に基づいて合理的かつ効率的な予算編成を行うとともに、事業執行に伴う会計状況を正確に把握して、厳正な決算手続を行います。

会計処理に関しては、公益法人会計基準に基づき実施します。

さらに、本・支部の法人全体の公益法人会計基準に対応した財務諸表をディスクロージャーとしてホームページに掲載するとともに、法人法および認定法等の法令に基づき定期提出書類を作成し主務官庁への報告を併せて行います。

（９）会費および入会金等の徴収管理

定款施行規則に基づく会費等の納入に際し、会員管理システムの活用をはじめ、本・支部間の綿密な連絡と連携等による納入状況の正確かつ迅速な把握に努め、本・支部協力して適正に対応します。

また、保証協会神奈川本部から受託する会費徴収事務を併せて的確に推進します。

（１０）資産の運用管理

本会の保有する金融資産について、安全確実な管理と運用を行います。

特に公益目的保有財産に関しては、本会公益目的事業の財源の一端を担う重要な資産であることを踏まえ、適正な運用管理に努めます。

(11) 経理処理の把握と今後の研修および検討

本会の会計状況に関し、公益法人としての組織運営および昨今における入会者数や会員数の増減に関する傾向を踏まえ、今後の事業遂行に備え中長期的に随時試算を行い報告します。

また、金銭出納、在庫管理等の検査および証憑書類等の検印を厳正に実施します。

さらに、法人全体における公益法人会計基準および財務規則をはじめとする各種規則に基づく会計処理を徹底するため、支部、本部間で専門知識を有する職員の育成と緊密な連絡による情報共有を図り、必要に応じて支部訪問、面談を実施します。

各事業の効率化や集中等による見直しを推進し、将来的に予想される事態にあらかじめ確な対策を講じることができるよう、遊休財産、公益目的保有財産、特定費用準備資金および資産取得資金等の計画対策ならびに会計処理等に関する研修を適宜行います。

(12) 顧問公認会計士の関与

財務全般に関して、顧問公認会計士等の助言を受けて適正に対応します。

顧問公認会計士には支部および本部からの質問や相談連絡に対応いただくとともに、各支部の監査を勘案し、支部を訪問して会計処理等を確認し適正な管理に努めます。

上記（８）～（１２）の事業の分担は、財務委員会を中心に推進管理します。

[支 部]

各支部では、事業計画に基づき各事業を推進します。